

2005年11月15日

## 裁判所支部の充実を求める要望書

日本弁護士連合会

### 要望の趣旨

当連合会は、司法改革の理念を実現するため、

- 1 全ての地方裁判所及び家庭裁判所の支部に1名以上の裁判官を常駐させ、非常駐の裁判所支部をなくすこと
- 2 非常駐の裁判所支部をなくすまでに時間がかかる場合は、過渡的な措置として、当該支部の開廷日、執務日を増やすこと
- 3 現在1人以上の裁判官が常駐しており、極めて多忙である裁判所支部には、現数を上回る複数の裁判官を常駐させること
- 4 裁判所支部における書記官・事務官の増員、調停室・待合室の拡充、エレベーターの設置など、裁判所支部の人的・物的基盤を充実させること
- 5 地域住民の利便性及び当該地域の司法機能の強化等のため、裁判所支部の新設を含めた配置の見直し、管轄区域の見直しを検討するとともに、規模に応じて行政事件や上訴事件を取り扱うことができるように検討すること

を要望する。

### 要望の理由

#### 第1 はじめに

全国に203ヶ所ある地方裁判所支部及び家庭裁判所支部（家庭裁判所出張所を除く。以下「裁判所支部」という）のうち、40ヶ所を超える裁判所支部に裁判官が常駐していないなど、人的・物的設備の不足は裁判所支部において

特に顕著であると言える。しかし、身近な裁判所で迅速かつ充実した裁判が受けられないことは、国民の裁判を受ける権利の保障の観点からも重大な問題である。

当連合会は、これまで、当番弁護士制度の全国的な確立や公設事務所の設置に努力してきたほか、地域司法計画の策定作業の中で裁判所支部の人的・物的設備の不足やその弊害を指摘してきた。そして、現在、被疑者国選制度に向けた体制の整備、裁判の迅速化と適正化、裁判所支部における裁判員裁判の実現、日本司法支援センターの支所設置等、裁判所支部の人的・物的設備の充実なくしては実現できない課題が山積しており、裁判所支部を巡る問題はますますその重要性を増していると言える。

そこで、当連合会は、2004年9月、各地の実情を把握するため、各弁護士会に対し、裁判所支部の人的・物的設備は十分か否か、裁判所支部の管轄や配置は適正か否か等の問題についてアンケートを依頼し、その回答を得た。ここでは、裁判官が常駐していないことや兼務による負担過重の弊害、調停室の不足や待合室の狭隘さ等が指摘されているほか、裁判所支部の管轄や配置についても、合議事件を扱えない、交通事情が悪い等、さまざまな問題が指摘されている。

以下、各弁護士会からの回答の集計結果を踏まえて、要望の理由を述べる。

## 第2 裁判官の人数について

- 1 アンケートの結果は、「それぞれの裁判所支部の裁判官は必要数を満たしていると思われませんか」との質問に対し、「満たしている」は24、「満たしていない」は142、「分からない」又は無記入が37であった。

必要数を満たしていない主な理由としては、裁判官が常駐していない（秩父、館山、掛川、長浜、輪島、新見、倉吉、出雲、益田、西郷、八女、佐伯、山鹿、宮地、知覧、登米、新庄、二戸、宮古、水沢、十和田、滝川、浦河、岩内、江差、名寄、紋別、留萌、稚内、阿南、脇町、須崎、安芸など）、事件

数に対応していない(八王子,川崎,横須賀,一宮(千葉),栃木,沼津,掛川,浜松,下田,松本,長岡,葛城,半田,岡崎,豊橋,四日市,松坂,伊勢,高岡,下関,宇部,小倉,武雄,名瀬,加治木,川内,鹿屋,沖縄,古川,石巻,酒田,一関,八戸,帯広,今治), 兼務による負担過重(佐倉,真岡,足利,富士,新発田,岸和田,宮津,新宮,豊橋,小松,輪島,福山,倉敷,津山,川内,日南,都城,気仙沼,須崎,西条), 合議制が実施されていない(相模原,足利,八代,日南,都城,一関), 合議体を構成するのに填補が必要である(豊岡,田辺,中津,名瀬), 期日が入らない(八王子,横須賀,松戸,館山,都留,高田,福知山,葛城,長浜,岩国), 証拠調べの日程が先になる(小田原,佐倉,浜松,三次,鹿屋), 保釈事件の処理に支障がある(木更津,都留,葛城,尼崎), 保全事件の処理に支障がある(一宮(千葉),都留,葛城,萩,佐伯,延岡,大河原,登米,阿南), 調停成立時に待たされる(上田,豊岡,葛城,一宮(名古屋),三次,五所川原), 判決が遅れたり,延期されたりする(葛城,福山), 刑事事件の審理時間が十分に取れなかったり,制限されたりする(小田原,越谷,熊谷,葛城,豊橋), などであった。

- 2 このように, 203ヶ所ある裁判所支部のうち, 裁判官が必要数を満たしていないとされたのは142ヶ所に上る。必要数を満たしていない理由については, 裁判官が常駐していないことを指摘する支部が多く, このことは, 期日が入らないとか, 証拠調べが先になる等の他の弊害を引き起こす要因にもなっている。また, 事件数に対応していないことや, 兼務による負担過重を指摘する意見も多い。

そのため, 裁判官が不足する裁判所支部には, 速やかに裁判官を増員すべきである。そして, 裁判官が常駐していない支部, 裁判官が1名しかいない支部はもちろん, 裁判官が複数配置されている支部であっても, 民事事件と刑事事件, 地裁の事件と家裁の事件を兼務する裁判官が多く, 裁判官が不足している

か否かは単純に事件数を比較するだけでは把握することは困難であるが、喫緊の課題としては、以下のとおり、事件数との関係で裁判官が少ない裁判所支部から順次増員していくべきである。

- 3 裁判所支部のうち最も規模が大きい東京地方裁判所八王子支部においては、平成15年の民事第1審通常訴訟（ワ号事件）の新受件数を民事担当裁判官数で単純に除した数は159件であるが、同支部には民事事件と刑事事件を兼務する裁判官がいないことから、これを一応の基準として他の裁判所支部と比較することとした。そして、裁判官が1人しか配置されていない支部、裁判官が常駐していない支部については、兼務による負担過重や開廷日、執務日が限定されること等から、基準とする事件数を100件、70件にそれぞれ減らして考えることとした（なお、当連合会では、望ましい審理を前提に、1事件の審理に要する平均所要時間を基準にして、全ての裁判所支部について必要な裁判官数を試算しているが（弁護士白書2003年版等）、ここでは、順次増員すべき裁判所支部をピックアップするため、平成15年の民事第1審通常訴訟（ワ号事件）の新受件数と民事担当裁判官数を基準として計算することにした）。

そうすると、平成15年の民事第1審通常訴訟（ワ号事件）の新受件数を民事担当裁判官数で単純に除した数が150件を超え、かつアンケートでも必要数を満たしていないとされた裁判所支部は、東京地方裁判所八王子支部、さいたま地方裁判所越谷支部、同裁判所川越支部、千葉地方裁判所佐倉支部、大阪地方裁判所堺支部、同裁判所岸和田支部、山口地方裁判所周南支部、岡山地方裁判所倉敷支部、那覇地方裁判所沖縄支部であり、まずこれらの支部に早急に裁判官を増員すべきである。

次に、裁判官が1人しか配置されていないにもかかわらず、平成15年の民事第1審通常訴訟（ワ号事件）の新受件数が100件を超え、かつアンケートでも必要数を満たしていないとされた裁判所支部は、千葉地方裁判所一宮支部、

前橋地方裁判所桐生支部，山梨地方裁判所都留支部，津地方裁判所松坂支部，同裁判所伊勢支部，金沢地方裁判所小松支部，福岡地方裁判所行橋支部，長崎地方裁判所大村支部，鹿児島地方裁判所名瀬支部，同裁判所加治木支部，同裁判所川内支部，同裁判所鹿屋支部，盛岡地方裁判所花巻支部，秋田地方裁判所横手支部であるが，少なくともこれらの支部には早急に裁判官を2人以上配置すべきである。

また，裁判官が常駐していない裁判所支部は全国に40ヶ所以上あるが，非常駐であるが故に，開廷日が限定され，手続が長期化するとすれば，本庁管轄事件の当事者と比較して不公平であるし，裁判を受ける権利の保障の観点からも問題がある。そして，通常訴訟のみならず，保全事件，保釈事件，少年事件等で裁判所がその機能を果たすためには，少なくとも裁判官が常駐することが必要不可欠である。したがって，全ての裁判所支部に裁判官を常駐させるべきである。中でも，平成15年の民事第1審通常訴訟（ワ号事件）の新受件数が70件を超え，かつアンケートでも必要数を満たしていないとされた裁判所支部は，千葉地方裁判所館山支部，静岡地方裁判所掛川支部，大津地方裁判所長浜支部，鳥取地方裁判所倉吉支部，松江地方裁判所出雲支部，同裁判所益田支部，福岡地方裁判所八女支部，熊本地方裁判所山鹿支部，鹿児島地方裁判所知覧支部，青森地方裁判所十和田支部であるが，少なくともこれらの支部には早急に裁判官を常駐させるべきである。そして，裁判官を常駐させるまでの過渡的措置として，手続の長期化等の非常駐による弊害を防止するため，開廷日，執務日を増やす等の措置を講じるべきである。

- 4 なお，アンケートにおいては，裁判官の不足により，保全事件や保釈事件の処理に支障があると指摘された支部もあるが，ここでも，裁判官が増員されるまでの過渡的措置として，速やかに決定が得られるよう，本庁又は他の支部で取り扱うなど，運用を改善すべきである。

### 第3 施設・設備について

1 アンケートの結果は、「裁判所支部の和解室，調停室，待合室の数（広さ，設備）は，現在の事件数などからみて必要数を満たしていると思われませんか」との質問に対し，「満たしている」は65，「満たしていない」は84，その他又は無記入が54であった。

満たしていない主な理由としては，調停室の不足と待合室の狭さを指摘する意見が圧倒的に多かった。たとえば，会議室等を調停室にしている（八王子，相模原，浜松，福知山，佐伯，福山，加治木等），関係者が狭い待合室からあふれている（越谷，佐倉，太田，松本，長岡，飯塚），廊下や待合室で相手方と鉢合わせする（八王子，葛城，玉名，丸亀，観音寺等），などである。また，調停室の不足により，期日が入らないという弊害を指摘する意見も多かった（横須賀，大田原，浜松，上田，松本，堺，岸和田，福知山，葛城，半田，岡崎，豊橋，福山，小倉，中津，郡山等）。

2 また，「裁判所支部の施設・設備について，その他指摘する事項がありましたら，できるだけ支部名をあげて，指摘してください」との質問に対しては，指摘事項があったのは63，無記入を含め，指摘事項がなかったのは140であった。

指摘された事項としては，老朽化（八王子，横須賀，葛城，日南，延岡），エレベーターがない（横須賀，伊奈，岡崎，小松，輪島，七尾，三次，出雲，浜田，益田，西郷，直方，田川，玉名，山鹿，宮地，八代，人吉，天草，鹿屋，鶴岡，能代，本荘，横手，大曲，阿南，脇町），エレベーターが1基しかない（小田原，相模原，松戸），駐車場が狭い（松戸，都留，姫路，岡崎，酒田，鶴岡，稚内，丸亀，観音寺，西条），記録閲覧のスペースが狭い（松戸），バリアフリー化が必要である（宮津，三次，杵築，中津，日田，竹田，佐伯，宮古），正面玄関入口に受付を設けた方が良いとの意見があった（弘前），自販機等の設置が望ましい（紋別），接見室に防音工事がなされていない（小松），接見室がない（輪島）などであった。

- 3 裁判官の増員に合わせて法廷も増やす必要があるが、調停室の不足、待合室の狭隘さについても、同じ回答が多数寄せられていることから明らかなとおり、各地で深刻な問題となっているから、早急に改善のための計画を立案してこれを実行すべきである。また、エレベーターが設置されていない裁判所支部については、バリアフリーの観点からもエレベーターを設置すべきである。

#### 第4 裁判所支部の配置・管轄について

- 1 アンケートの結果は、「裁判所の支部の配置（数及び場所）は適正と思われますか」との質問に対し、「適正である（又は概ね適正である）」は17、「適正でないものがある」は28、その他又は無記入を含むものが5であった（支部名ではなく、地域名をあげた上で、適正でないとする回答もあったため、回答の集計は、裁判所支部ごとではなく、裁判所本庁ごとに行い、管内に配置が適正でない支部又は地域があるか否かという観点から集計した。そのため、合計数は50となっている）。

適正でない主な理由としては、人口や地域住民の利便性等から支部の新設が必要である（八王子、市川簡裁管轄地域、長岡、大阪府北摂地区、同北河内地区、同中河内地区、岡崎、岩国、下関、岡山県南西部、竹田、岩手県北上市、同大船渡地域、江差）、管轄区域の中には支部への交通の便が悪いところがある（小田原、大阪府南河内地区、京都府丹後地域、中津、岩手県沿岸地域、秋田県湯沢地域）、他の支部の管轄とした方が交通の便が良い地域がある（佐賀県伊万里市）、駅から遠い等、支部そのものの場所が悪い（横須賀、葛城、五條、登米、気仙沼）、支部所在地は経済の中心ではない（葛城、浦河）、支部の方が近いのに、本庁の管轄となっている地域がある（相模原、三条、十和田）、統廃合された旧支部の復活が必要である（旧柏崎支部、旧村上支部、旧糸魚川支部、旧六日町支部、旧峰山支部、旧新城支部、旧八幡支部、旧吉井支部、旧甘木支部、旧臼杵支部、旧豊後高田支部、旧御船支部、旧川島支部）、管轄エリアが広範囲すぎる（呉、三次）、などであった。その

他，簡易裁判所の新設（川崎）や家裁出張所の設置（大野簡裁管轄地域）を求める意見もあった。

- 2 また、「裁判所支部の裁判の管轄（行政事件の管轄，簡裁控訴事件の管轄など）について，特に不便と思われる点がありますか」との質問に対しては，「ある」は46，「ない」は79，その他又は無記入が78であった。

管轄について不便と思われる点としては，行政事件が扱えない（八王子，相模原，川越，熊谷，松戸，都留，松本，諏訪，岡崎，呉，福山，岩国，津山，久留米，小倉，八代），簡裁控訴事件を扱えない（八王子，小田原，松戸，都留，諏訪，豊橋，直方，小倉，田川，八代，帯広，北見，根室，網走），合議事件が扱えない（相模原，越谷，足利，太田，桐生，都留，岸和田，伊丹，彦根，長浜，出雲，浜田，益田，西郷，八代），支部の方が近いのに，本庁の管轄となっている地域がある（三条，佐伯，川内，新庄，十和田），当事者や代理人の利便性，経済圏等から，本庁か支部かを選択したり，他支部や他地裁との競合管轄を認めるべきである（葛城，五條，都城，二戸，遠野，宮古），地理的に他の支部の管轄とした方が地域住民にとっては利便性が高い地域がある（田辺，唐津），経済活動の範囲と管轄が一致していない（三次），などであった。

また，裁判官が1人しかいないことから，合意管轄などを利用して他庁で訴えを提起しているため，問題が顕在化していないだけで，地域に住む当事者にとってはアクセスが阻害されているとの指摘（都留）もあった。

- 3 50ヶ所ある裁判所本庁のうち，管内に配置が適正でない支部又は地域があるとされたのは半数以上に上る。裁判所支部の配置や管轄区域については，人口動態のほか，交通事情等の地域住民の利便性を考慮するとともに，当該地域における司法機能の強化という観点から見直しを行うべきである。

さらに，裁判所支部で行政事件や上訴事件を扱えないとすれば，行政事件や簡易裁判所管轄事件の提訴を萎縮させるおそれがあり，本庁の管轄区域に居住



する住民と比較して不公平であるし、裁判を受ける権利の保障の観点からも問題がある。したがって、裁判所支部の規模に応じて、行政事件や上訴事件も柔軟に取り扱えるよう検討すべきである。

## 第5 まとめ

裁判所支部は地域住民にとって最も身近な裁判所であるが、裁判官が常駐していなかったり、負担過重に喘いでいたり、施設・設備が劣悪だったり、交通の便が悪かったりすること等が原因で、迅速かつ充実した裁判が受けられないとすれば、前記のとおり、本庁の管轄区域に居住する住民と比較して不公平であるし、国民の裁判を受ける権利の保障の観点からも重大な問題がある。

裁判所支部を巡る問題点を整理すると、裁判官・書記官等の人数の問題、法廷、調停室、待合室等の施設・設備の問題、支部の配置や管轄区域の問題に分けられる。

四国弁護士会連合会、東北弁護士会連合会なども、地域司法の拡充に向けた宣言・決議をしており、裁判所支部など地域司法の改善を求める声が高くなっている。

よって、当連合会は、司法改革の理念を実現し、裁判所支部を充実させ、法の支配をあまねく実現するため、要望の趣旨記載の要望を行うものである。

なお、当連合会は、今後も、裁判所支部に関する検討を進め、弁護士の偏在解消を含めた具体的な提言と改善への努力を行っていく予定である。

以上